

# 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の構成



## 第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 基本理念
- 第3条 定義



## 第2章 子どもの大切な権利

- 第4条 子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

## 第3章 大人等の役割

- 第5条 共通の役割
- 第6条 市の役割
- 第7条 保護者の役割
- 第8条 地域住民の役割
- 第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割
- 第10条 事業者の役割

子どもにやさしいまちづくりの実現

役割の遂行

## 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 第11条 子どもの意見表明及び参加の促進
- 第12条 子ども会議
- 第13条 子育て家庭への支援
- 第14条 困難を有する子どもとその家庭に対する支援
- 第15条 子どもへの虐待等に対する取組
- 第16条 有害・危険な環境からの保護
- 第17条 子どもの居場所・遊び場づくり
- 第18条 相談体制

子どもに関する施策の計画と検証等

## 第5章 施策の推進

- 第19条 計画及び検証
- 第20条 体制整備
- 第21条 広報及び啓発



条例の全文については奈良市公式ホームページに掲載しています。

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例  
(概要版)

発行/奈良市子ども未来部子ども政策課  
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1 TEL:0742-34-4792  
E-mail:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



# 奈良市

# 子どもにやさしいまちづくり条例

(平成27年4月施行)

## 概要版

### ～前文～

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れる全ての人のためにやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人をつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例を作る上で、子どもの声を聴くための様々な取組を行いました。その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」、「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。



奈良市子育て応援キャラクター  
ももいろいくじーか

奈良市



# 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の概要



奈良市では、全ての子どもが、今を幸せに生き、夢と希望を持って成長していけるようにとの願いを込め、この度、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」(子ども条例)を制定しました。

## 子ども条例の目的

- この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めています。



## 子ども条例の基本理念

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

子ども条例の基本理念として、子どもが権利の主体として尊重されることが全ての取組の基礎になること。子どもにとっての最善の利益を考えること。子どもにやさしいまちづくりを進めることは、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという考え方を表しています。



## 定義

この条例でいう「子ども」とは、「18歳未満の者」を対象としています。ここでいう「18歳未満の者」とは、奈良市民だけではなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいる限りは子どもとして広く対象としています。

## 子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

- 子どもは、この条例の基本理念の通り、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。
- 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができると同時に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

この条例の基本理念に基づき、子どもにとって大切な権利が保障されるよう、子どもたちが求めることができることを表しています。また、自分自身の権利の保障を求めるだけでなく、他者の権利も自分自身の権利と同様に尊重されるよう、子どもたちが努めるものとするを表しています。

## 大人たちの役割

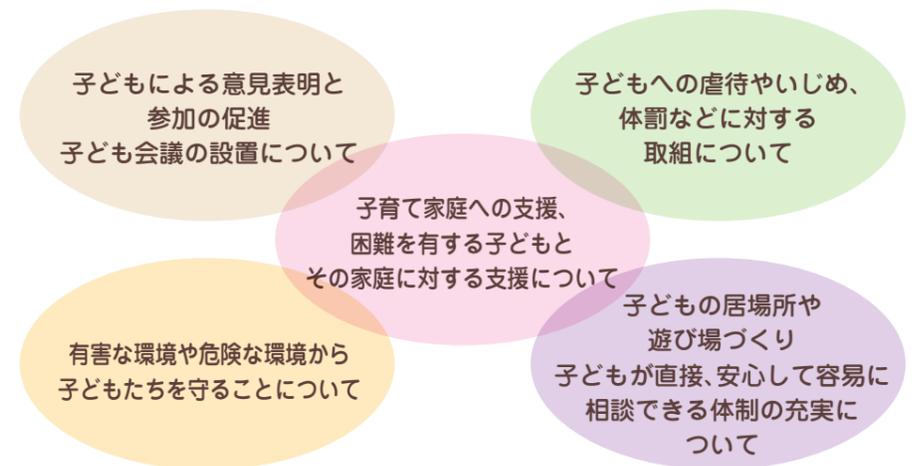
ここでは、子どもにやさしいまちづくりを行う上での大人たちの役割を定めています。



市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者が連携・協働し、子どもにやさしいまちづくりを進める

## 子どもにやさしいまちづくりの推進

ここでは、子どもにやさしいまちづくりの推進について、具体的な取組を掲げています。



ここでは、市が行う施策として、計画の策定、定期的な検証、必要な体制整備、広報活動、啓発活動の実施について掲げています。

